

移動等円滑化取組計画書

2023年6月28日

住 所 千葉県千葉市緑区鎌取町 273-4  
事業者名 千葉中央バス株式会社  
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 新井 靖彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 現状の課題

当社が保有する乗合バス車両において、2022年度末時点のノンステップバスの導入率は83.9%（適用除外認定車両は除く）であり、同法が施行された時点での計画では2026年度末に全車ノンステップバスとなる計画であった。しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染拡大による甚大な影響を受け、3年経過した今日に至り漸く感染症法上の位置づけが5類に移行し、コロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、テレワークなどの新しい生活様式の定着による運送収入の伸び悩みや度重なる物価高騰並びに燃料価格の先行き不透明感により、設備投資等の削減を余儀なくされている。また、2024年4月1日に施行される自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）に適用すべく、乗務員確保のための待遇改善による人件費増等も経営を圧迫している要因の一つである。

(2) 今後の対応方針

上記課題に対応するため、運賃改定を実施し法改正に伴う十分な乗務員確保並びに設備投資が行える健全な経営体制を確立し、ノンステップバスの導入率100%を目指す。また、引き続きお客様より頂く要望の多種多様化への対応策を日々改善し、従業員への教育指導を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	2023年度はノンステップバスを6両導入予定であるものの、収支の改善状況次第とした。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マニュアルの周知	ベビーカーや車椅子の乗降扱いに関する対応マニュアルに沿った実車研修を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者手帳の代わりに専用のスマートフォンアプリを提示することにより割引を行うサービス	2021年1月8日よりスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」提示者に対して障害者手帳提示者と同様の割引運賃を適用しており、今後も利用者の利便性向上に努める。
教育訓練への支援	各障害者団体等と協力し、バスへの乗降方法の練習等積極的な支援を引き続き行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス導入率をホームページで公表する	2023年6月現在、一般路線車両93両中78両(導入率83.9%)がノンステップバスとなっている。
行先表示の視認性の向上	2019年12月以降導入している一般路線車両の行先表示機の表示色を白色にし、視認性を高めている。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期的な乗務員への教育	新任乗務員に対しては入社時に、また他の乗務員に対しては1年に1回の乗務員研修時に、車椅子を使用して乗降練習を実施する。同時に車椅子やベビーカーに固定ベルトを締めずにブレーキを掛けた場合の挙動等を体験させ、固定ベルトの重要性を再認識させている。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様に移動の円滑化に対する適正な配慮を求めていく。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

営業所及び案内所窓口に寄せられるお客様からのご意見や、本社宛に送られるお客様からの要望メールの内容を社内で情報共有し取組の改善を行う。
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表
--------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。